

しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう たいしょう かた
○障害者虐待防止法の対象となる方は？

- ^{しんたいしょう}身体障^{かた}がいのある方
 - ^{ちてきしょう}知的障^{かた}がいのある方
 - ^{せいしんしょう}精神障^{はつたつしょう}がい（^{ふく}発達障^{かた}がいを含みます。）のある方
 - そのほかに、^{しんしん}心身の機能に障^{かた}がいのある方で、^{しょう}障^{しゃかいてきしょうへき}がいや社会的障壁により^{けいぞくてき}継続的に^{にちじょうせいかつまた}日常生活又は社^{しゃ}会生活に^{かいせいかつ}相当な制限^{そうとう}を受ける^{せいげん}状態^うにある^{じょうたい}方^{かた}
- ※18歳未満の方も対象です。
 ※^{しょうがいしゃてちょう}障害者手帳^{しゅとく}を取得^{ぼあい}していない場合^{ふく}も含まれます。

ぎゃくたい しゅるい
○虐待にはどのような種類があるのですか？

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう ひろ ぎゃくたい きんし とく つぎ しゅるい ぎゃくたい さだ
 障害者虐待防止法は、広く虐待を禁止していますが、特に次の3種類の虐待について定めています。

① ^{よう ご しゃ}養護者
 (家族など)
 による^{ぎゃくたい}虐待

^{しょう}障^{かた}がいのある^み方の^{まわ}身の^{せわ}周りの世話や
^{きんせんかんり}金銭管理^りなどを行^{おこな}っている^か家族^{ぞく}親族、
^{どうきよにんなど}同居人^{など}による^{ぎゃくたい}虐待のことです。」
 ※^{ぎゃくたい}虐待^うを受けている^{かた}方が^{さい}18歳^{みん}未満^{ばあい}の場合は、
^{じどうぎゃくたいぼうしほう}児童虐待防止法^{たいしょう}の対象^{ふく}となります。



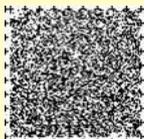
② ^{しょうがいしゃ}障害者
^{ふくし}福祉施設
^{じゅうぎょうしゃ}従業員^{など}等に
 おける^{ぎゃくたい}虐待

^{しょうがいしゃふくし}障害者福祉施設^{しせつ}や^{しょうがいふくし}障害福祉サービス
^{じぎょうしょうたう}事業所^{はたら}等で働^{しよくいん}く職員^{など}による^{ぎゃくたい}虐待のことです。」
 ※^{ぎゃくたい}虐待^うを受けている^{かた}方が、^{こうれいしゃ}高齢者施設^{しせつ}等
^{にゅうしょ}に入所^{ばあい}している^{こうれいしゃぎゃくたいぼうし}場合は^{ほう}高齢者虐待防止
^{ほう}法^{たいしょう}の対象^{しょうがい}となり、^{じにゅうしょ}障害児入所施設^{しせつ}等に
^{にゅうしょ}入所^{ばあい}している^{じどうふくしほう}場合は^{たいしょう}児童福祉法^{ふく}の対象^{ふく}となります。



③ ^{し しょう しゃ}使用者
 による^{ぎゃくたい}虐待

^{しょう}障^{かた}がいのある^{こよう}方を^{こよう}雇用
 している^{じぎょうぬし}事業主^{など}による
^{ぎゃくたい}虐待^{ふく}のことです。」



○どのような行為が虐待となりますか？

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法では、次のような行為は虐待となります。

しんたいてきぎゃくたい 身体的虐待

- からだ きず お ぼうこう くわ
・体に傷を負わせる暴行を加えること。
- せいとう りゆう みうご と
・正当な理由がないのに身動きの取れない状態にすること。

れい ひらてう なぐ け づねる ふよう くすり の
例：平手打ち、殴る、蹴る、つねる 不用な薬を飲ませるなど

サイン：身体にやけどや小さな傷が頻繁に見られる、急におびえたり、こわがったりするなど。



せい てきぎゃくたい 性的虐待

- むりやり せいこう
・無理矢理わいせつな行為をしたり、させること。

れい はだか せいてきこう い きょうよう ことば い
例：裸にする、性的行為を強要する、キスするわいせつな言葉を使うなど

サイン：ひと目を避ける、部屋に1人でいたがる、肛門や性器から出血や傷がみられるなど。



しんり てきぎゃくたい 心理的虐待

- いちじる ぼうげん きよぜつてき げんどう たいど
・著しい暴言や拒絶的な言動や態度などで精神的苦痛を与えること。

れい どな わるくち い なかま い
例：怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れないなど

サイン：おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす、攻撃的な態度が見られるなど。



ほうき ほうにん 放棄・放任 (ネグレクト)

- しょくじ にゆうよく せんたく はいせつ せわ
・食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をしないで、心身を衰弱させること。

れい じゅうぶん しょくじ あた ふ けつ じゅうかんきょう せいかつ
例：十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる。

サイン：身体から異臭がするなど衛生状態が悪い、ひどく空腹を訴え栄養失調が見られるなど。

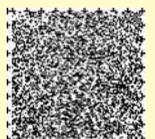


けいざいてきぎゃくたい 経済的虐待

- ほんにん どうい ざいさん ねんきん ちんぎん
・本人の同意なしに財産や年金、賃金などを勝手に処分すること。また、正当な理由がなく、金銭を与えないこと。

れい ねんきん ちんぎん わた かつて ざいさん よちよきん つか
例：年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使うなど。

サイン：お金を使っている様子が見られない、日常生活に必要な金銭を渡されていないなど。



●どこに相談・通報したらいいのですか？

障がいのある方への虐待についての困りごとなどは、最寄りの市役所、町村役場の窓口（市町村障害者虐待防止センター）で受け付けております（各市町村の窓口については別葉の一覧をご覧ください。）のでご相談ください。

なお、次のような虐待を発見したり、虐待を受けた場合には、虐待の種類に応じてそれぞれを担当する機関に通報・届出を行ってください。

●養護者（家族など）による虐待



最寄りの市町村に通報・届出【市町村が対応】

●障害者福祉施設従事者等による虐待



最寄りの市町村に通報・届出【市町村又は道の総合振興局・振興局が対応】

●使用者による虐待



最寄りの市町村又は北海道障がい者権利擁護センターに通報・届出【北海道労働局が対応】

北海道障がい者権利擁護センターについて

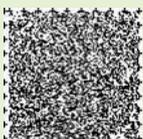
道では、本庁内に北海道障がい者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待の通報や届出の受理のほか、市町村が行う虐待防止対策への支援、予約制による医師や弁護士による定期の専門相談などを行っています。

なお、センターの連絡先は次のとおりです。

専用電話 011-231-8617
ファクシミリ 011-232-4068
E-mail hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp



※センターの情報については、道のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/kenriyogocenter.htm> から入手できます。



「みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

北海道・札幌法務局・道央人権啓発活動ネットワーク協議会